

## 平成29年度 第1回 小平市介護保険運営協議会 会議録

1	開催日時	平成29年5月11日（木） 午後2時00分～4時00分
2	開催場所	小平市健康福祉事務センター 2階 会議室（3）（4）
3	出席委員名 （敬称略）	井上斉、川上政子、久保田進、佐田恵子、清水太郎、下村咲子、多賀谷守、土居智子、中村幸子、福井正徳、松川茂雄、山田敦子、渡邊浩文
4	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1） 平成29年度 第1回 小平市介護保険運営協議会 会議次第</li> <li>（2） 資料1-1～1-5 小平市地域包括ケア推進計画の策定について</li> <li>（3） 資料2 地域密着型サービス事業所の指定について</li> <li>（4） 資料3 地域密着型サービス事業所の廃止について</li> <li>（5） 資料4-1 地域包括支援センターの活動実績</li> <li>（6） 資料4-2 地域ケア会議実績報告</li> <li>（7） 資料4-3 基幹型地域ケア会議</li> <li>（8） 資料5 平成29年度地域包括支援センター活動内容</li> <li>（9） 資料6 総合事業の事業者指定の状況</li> <li>（10） 資料7 いきいきこだいら高齢者見守りの輪条例</li> <li>（11） 資料8 厚生委員会政策提言</li> <li>（12） 事前質問の方法について</li> </ul>
5	傍聴人数	2名
6	次 第	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 配付資料の確認</li> <li>3 協議・検討事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>（1） 小平市地域包括ケア推進計画の策定について（資料1-1～1-5）</li> <li>（2） 地域密着型サービス事業所の指定について（資料2）</li> </ul> </li> <li>4 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>（1） 地域密着型サービス事業所の廃止について（資料3）</li> <li>（2） 地域包括支援センターの活動実績、地域ケア会議について（資料4-1～4-3）</li> <li>（3） 平成29年度 地域包括支援センターの業務内容について（資料5）</li> <li>（4） 総合事業の事業者指定の状況（資料6）</li> <li>（5） いきいきこだいら高齢者見守りの輪条例について（資料7）</li> <li>（6） 厚生委員会政策提言について（資料8）</li> </ul> </li> <li>5 閉会</li> </ul>

## 1 開会

## 2 配付資料の確認

## 3 協議・検討事項

### (1) 小平市地域包括ケア推進計画の策定について（資料1-1～1-5）

〔質疑応答〕

委員：改正法というのは、成立する見込みはどのくらいだと見ておられるのでしょうか。もし、万一通らなかった場合に、法改正を前提とした部分は一切計画の中に入っていないのですか。

事務局：改正法案につきましては、現在衆議院を通過しております、参議院の審議が予定されております。成立の見込みは国会の状況によりますが、資料1-3の1枚目の裏の上段で、基本指針についての今後のスケジュールがございまして、国会の法案審議が4月から6月を目途に矢印が引いてございますので、おおむねそのあたりが法案の成立に向けてのスケジュールになるのではないかと考えております。法律が成立しないかどうかということにつきましては、これまではそういった事例がないものですから、おおむね成立するものと捉えております。

委員：事前質問にも出しましたが、実は今回送っていただいた資料を見て、厚生労働省の地域共生社会の実現に向けてという政策が発表になっているのを初めて知りました。かなり細かいところまで踏み込んだ内容で、よく国の機関がここまでなと思いました。先進市が取り組んでいるやり方、三鷹、相模原市、あるいは川崎市といろいろありますが、既に取り組まれていて、一つの成功事例として示されているものを、国が色々な情報を吸い上げて作り上げているというくらいに、非常に事細かに読んでいてわくわくする部分があります。小平市をこれに当てはめたらどうしたらいいんだろうということを、本当に強く感じました。特に地域づくりに関して、当然市民が主役になるわけですが、皆さんとのネットワークをどうやってつくっていったらいいのか。三鷹市で勉強会があったので行ってきたのですけれども、そこは約50年近く前に市民主体のまちづくりが始まって、それを基盤にして、現在、地域ケアネットワークというものが考え出されて、厚生省がこういったものを発表する、いわゆる地域ケアシステムを発表する前の段階からもう既にそういう準備に入っていると。しかも、そこまで積み上げてきた市民の力でも、七つの住区の中に一つ一つケアシステムをつくり上げていく、あるいはスタートさせていくに当たっては、約10年間かかっています。そのくらい大変なことであるし、住民に対する啓発も大変だということ。それをまた小平

市に持ち帰ったときに、どうしたらいいのかなど。いきなりそのレベルまでもっていくことはできません。そうすると、ただ書面上の作り物ができ上がるだけに終わってしまうのかなということを大変危惧をして、この事前質問には出していたわけですが。市民の意識を高めるためにどうしたらいいのかなということを、本当に私も学びたいし、一緒になって検討もしたいなというふうに思うんですけども、ぜひ、市民のそういう知恵を活用するような仕組みを考えていただきたいなど、行政のほうには、強く感じております。

事務局：地域づくりというところにつきましては、地域包括ケアシステムの構築に向けての基本となってまいりますので、ご意見やご提案をいただきながら、計画策定に結びつけてまいりたいと考えております。

委員：地域共生社会の実現に向けた取組の推進で、4ページです。新たに共生型サービスを位置づけ、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするためというところですが、障害者の支援と高齢者の支援が一緒にできるのかなというのが不思議に思ったのですが。

事務局：具体的に共生型サービスというのが、どういう基準等で位置づけられるかというところがまだ定かではございません。課題としまして、65歳になるまでの障害をお持ちの方については障害者サービスをお受けになります。65歳になりますと、介護保険に移行するという形で、介護サービスの受給者となります。そうしますと、これまで65歳になるまでの間にご利用していました障害者施設等のサービス、あるいはヘルパーさんのサービスと、事業所が変わったりなど、課題がございまして、そういった垣根を取り除くためのことをまず念頭に置いての位置づけなのではないかと考えてございます。

委員：地域ケアシステムのことについて、小平市の中でも、この地域ケアシステムのネットワークづくりということで、生活支援コーディネーターや地域支援コーディネーターというようなことで進めていると思うんですけども、そこをもう一度確認したいんですが。

事務局：生活支援体制整備事業ということになると思うんですが、平成29年度から日常生活圏域の部分を担当する第2層の生活支援コーディネーターを9名、この4月に配置をいたしました。今後、第2層の生活支援コーディネーターが中心となって、その地区の地域づくりを行っていただきたいと思います。その中で、目標といたしましては、今年度中に第1層でも立ち上げているんですが、各地区での協議会のほうの立ち上げというのをしていただくような形で、動いているところでございます。

委員：生活支援コーディネーターになられた方から、なかなか大変だというお話を伺いながら、どう進めていこうかという悩みを打ち明けられましたけど、私たちもどう答えていいのかなと思いつつ、熱意はあるので、頑張ってもらいたいとは思

ております。

委員：今のコーディネーターの悩みの件で、多くの動いている人は強く感じているところかなと思うんです。ネットワークという言葉はあるが、現実それが機能していると言われると、なかなかそこまでいっていない。地域ケア会議についても、本来だったら地域の人的資産の人たちを発掘しながら、皆さんにも入っていただいて進めるんだろうなと思っていたんですが、支援センターが中心になってやっているのを見ると、そこまでいっていない状態で、コーディネーターが入ってうまくいくのかいなという。今こそいろんな市民がそこに入って、コーディネーターを中心にいろんな話し合いをするいい機会なんじゃないかなと思っているんですけどね。大きく小平を変えていく機会じゃないのかなとも思うんですけどね。

委員：いろんな意味で見守りや、今後の老後のことなど、いろんなことを心配してます。そこにどう人がかかわっていくのかということについては、いろんなところが心配していて、自分たちも不安に思っているというところがあるので、そういう意味では集まりやすいのかなとは思っていますけれども、ただ、地域社会、地域そのものが、前と比べまして地域力というのは弱くなっているんだろうなという気はします。そういう中で、あげていく組織として、例えば自治会がどれだけ機能しているのか。機能しているところはあるけど、機能していないところも多く、またなくなってしまうところも多い。では、どういうふう地域とかかわりながらネットワークをつくっていくのかというようにときに、きっと難しさはあるんだろうと思います。ただ、これからこのことをやっていかなきゃいけないという熱意ある方を、ほかの人たちがこういうものを立ち上げていくんだよというときに何らかの形で応援していかないと、これはでき上がらないかなという気はいたしました。

委員：地域共生社会の今度の改正法は政策理念、あるいは制度の改革論というふうに理解するんですけど、そういうことでよろしいでしょうか。つまり、行政の組織がこういうふう変わっていかなくちゃいけないという意味での方向性を示している。あるいは政策の理念を示していると、理解をしたのですが、住民参加とか住民主体というのは、地域包括ケアシステムのところはよくわかるんですけど、この新しい地域共生社会のところについては、住民というよりも、むしろ行政の制度のあり方を示していると理解するのですが、どうですか。

事務局：地域共生社会につきましては、逆に地域包括ケアシステムをさらに深めていくものと捉えています。今、高齢者の地域包括ケアシステムというのは、あくまでも高齢社会、団塊の世代の方が75歳になると大変なことになるので、それを支えていくためのシステムということで、地域包括ケアシステムというものが組み立てられているんですが、地域共生社会の場合はもっとそれを踏み越えていって、あらゆる世代をともに支えていきたいと思いますという形になりますので、考え方といたしま

しては、地域包括ケアシステムのさらに垣根を取り払った形になりますので、そういう意味では逆にもっと地域の力で、市民の方が市民を支えていくというのを地域ごとにやってみましょうと。これまでの地域包括ケアシステムというのは、基本的には高齢者主体になっているんですけど、そこを取り払ったような形の理念と捉えておりますので行政主導、行政が変えるというよりも、行政はどちらかという市民がともに支え合うシステムをつくるための後方的な支援して行って、市民が中心となって市民とともに支え合うような社会というのをつくるとというのが地域共生社会と捉えています。

会 長：ありがとうございます。それではいただいた意見をふまえて事務局で検討するというところでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

## （２）地域密着型サービス事業所の指定について（資料２）

### 〔質疑応答〕

委 員：前回か前々回か認知症に関わるどこかの施設が閉鎖になりました。

デイサービスだから、だめだったんでしょうか。新たにこういったものができるんだったら、グループホームにすればいいのになと簡単に思うんですけど。

事 務 局：事業所の廃止としてご説明しましたのは、今、説明がございましたように、認知症対応型通所介護、認知症のデイサービスでございます。今回の認知症対応型共同生活介護という事業所は、デイサービスとは異なりまして、そちらで実際にお暮らしになるお住まいとしての提供のサービス事業所でございますので、先日記報告させていただいた事業所とはサービスの種類が異なるものでございます。

委 員：経営として、デイサービスよりもグループホームのほうが。

事 務 局：通常のデイサービスと、認知症対応型デイサービスの境目が余りなくなってきているような状況がありまして、認知症の方でも通常のデイサービスに通われている方が非常に多くなっている。また、認知症のデイサービスのほうが利用料が高いというところがございまして、認知症デイサービスの経営のほうが若干苦しくなっている状況があつて、なかなか人が集まらないような形やなかなか応募がないということで、そのような事態になっていると聞いておりますし、我々も受けとめております。今回のグループホームの方は、サービスの提供の形が全然違うものですから、これについての需要というのは、依然としてあるのかなというふうに受けとめているところでございます。

会 長：委員、何か補足で説明とかはありますでしょうか。

委 員：今、言った営業面でいうことに関しては、どんな種類でも厳しいと思います。通所だろうが、入所だろうが、厳しいところは厳しいと思いますけれども、ただ、実際現場に近いところで仕事をしている身としては、今、在宅でというところの流れもありながらも、いろんなニーズを聞いてみると、大変なご家族は入所、要

するにそこで生活をするというところは最終的に結構ニーズは多いのかなと。デイサービスに関しては、やはり在宅を続けながらのデイサービスですから、特に認知症対応型のデイサービスに関しては、入所を待っている方が結構多いです。どこかの入所にまだ入れないから、とりあえず認知症対応型に通ってという方も結構多いので、こういうグループホームが例えばできたりすると、余っていて入れちゃうんです。そうすると、通所のところはお客さんがいなくなっちゃうので、廃止、そういう結構流れもあるので、種類はもともと違うんですけども、なかなか通所は、通所自体が量が多く、供給自体がすごい多いので、小平市内でもある意味コンビニかデイサービスかと言われていくぐらいかなり多くなってきますので、ある意味、競争も激しいので、サービスの質の悪いところはどんどんお客さんが集まらず、いいところは集まってくるというのが現状だと思います。

会 長：それではこの案件については了承ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

#### 4 報告事項

##### （1）地域密着型サービス事業所の廃止について（資料3）

〔質疑応答〕

委 員：廃止理由で、介護報酬の単価減による影響等の理由と書いてあるんですが、この介護報酬の単価減というのは相当大的な減少だったんでしょうか。

事 務 局：実際、この廃止原因につきましては、事業所様からの廃止届によるものでの理由という形で伺っておりますので、詳細についてはお聞きをしていないところでございます。

会 長：委員、いかがですか。

委 員：厳しいです。この廃止の理由にも、一つは介護報酬が減というのが一つ。特にデイサービスはかなり減額になりましたので、全段均一に減額になったわけではなくて、特に通所の小さい事業所とかがかなり減額になりました。結構多く出てきたので、そういうところもあるんでしょうけれども、減額になったというのが一つ。とは、人員確保です。働く職員がいないというか、確保ができないと、基準を割ってしまったら当然できないですし、基準を満たしても、基準というのはあくまで最低限のラインでつくってありますから、基準だけいてもなかなかサービスは提供できないんです。基準よりプラスアルファないと。そういうところが一つということと、宿泊を伴うサービスを行っているところに関しては、消防法の改正がありまして、スプリンクラーをつけなきゃいけないこと。スプリンクラーをつけると、大体三、四百万、四、五百万くらいは設備でかかってしまいますので、そこまで払って事業を継続できるかということ、なかなか難しいですから、

特に泊まりをやっている小さいデイサービスというのは、トリプルパンチでやっていけないというのが、ここだけではなくて、多分いろんなところで出ているかなというふうには思っています。

(2) 地域包括支援センターの活動実績、地域ケア会議について(資料4-1~4-3)

[質疑応答]

委員：認知症サポーター養成講座をやっていることは知っていますが、認知症サポーターというのは、小平の場合に何人ぐらい養成すればという、数量的な、数字的な感覚はありますか。今は1,000人ぐらいいるのでしょうか。

事務局：数字的なところでございますけれども、約の人数ですが、昨年度1年間で1,000名を超える方に受講いただいているところでございますが、例えば大きい企業さんの新任の研修であるとか、そういったところで数としては若干変動があります。特に若い小学生、中学生に向けての認知症についての養成講座の必要性というのは、今のところ課題で、いろんなところに受講のお願いを続けているところでございます。

委員：たまたま見た資料で、ほかの小平よりも人口の少ない市で、累積で6,000人ぐらいありました。そういう意味からいくと、19万人で小平はまだ不足しているということになるのではないかと思うんです。相当な数がサポーターの講座を受けて、認知症に対する理解が深まらないと、地域で認知症を支えるといっても絵空事になってしまう・・・、余り実効性がないですね。ある程度、本格的にやる必要があるのかなという感じがするんですけど。まずは数を増やしてもらいたい。

事務局：実は数字的な目標ということになりますと、今、お持ちのこちらの地域包括ケア推進計画の中の65ページに、認知症サポーター養成講座の受講者数というのが数字目標として挙げられております。それですと、年間の平均受講者数が450人ということでの目標という形で現計画どおりには進んでおりますので、昨年度で1,000人なので、大幅に目標は超えた形で、今、養成は行っているという状況でございます。

委員：ほかの人のやつを目にしたときに、ここは1,000人だというのはわかっていたんですけど、ちょっと少ないのではないかという印象を持ったので。

事務局：ほかの市の6,000人とかというのは、累計の数字になっています。ですので、小平の場合でも、もう何年も前から行っておりますので、ちょっと今は累計の数字を持っていないんですけど、3,000人以上は小平の場合でも養成はしているという形にはなります。

委員：他市の事例からすると、そのサポーター養成をどんどん進めていく。そうすると、お隣さん、ほんの狭い地域の中でも、この人もこの人もサポーターの養成講座を受けている。そこから点が線に結びついて、我が地域でどうしようかという共通

の意識が住民の中で起きてくるという。サポーター養成講座は先ほどの地域づくりにも非常に有効な手段なのかなと。この辺のところに視点を置いた運営の仕方といますか、視点を広げながらやったらどうかなというような感じがしました。特に厚生省の先ほどの資料を読む延長線でわかったことなんですけども、他市の場合はこういうふうにして活用しているのかという。サポーターをつくるだけじゃない、そこから地域づくりをどうするんだといういい考え方だなと。

### (3) 平成29年度 地域包括支援センターの業務内容について (資料5)

[質疑応答]

委員：2ページのその他で、介護予防見守りボランティアの管轄と交流会の開催というのがあって、昨年、介護予防見守りボランティアが機能していないとか、実際の地域の中でそういうのが動いていないというふうに受け取ったのですが、もったいないなと思うんですが、これをどういうふうに、知らない人がこういうことをするのはいかなものかというご意見もあったような気がするんですけども、信頼関係、個人情報ということが入ってきますと、見守りボランティアとか、そういうのというのは機能していないような気がするんですが、これからどういうふうに機能させていこうと思われていますか。

会長：見守りボランティアの現状と現行、そういったところにつきまして、お願いいたします。

事務局：介護予防見守りボランティアというのは、あくまでさりげない見守りという形で、誰かを1対1とかで見守るとかというものではございません。ですので、介護予防見守りボランティアの講座を受けていただいて、登録をしていただいて、日常生活の中で、例えばちょっと出かけるときとかに、近所を見ていて、例えばあそこの家がちょっと最近新聞がたまっているな、例えば出かけるときに、何かちょっと言い方があれなんですけど、徘徊しているような方がいたりとか、そういった形で気づいたときに、地域包括支援センターとか市のほうにご連絡をいただいでつないでいただくというさりげない見守りということをやっていただくというものが、この介護予防見守りボランティアという事業になっております。そういった点では、現在も、この介護予防の見守りボランティアとしては機能はしているというふうに、市のほうでは認識をしているところでございます。こちらの管轄というのは、介護予防の見守りボランティア自体を各地域包括支援センターごとに登録をしていただいていますので、その中で交流会というのを大体2カ月に1回行っていただいて、情報共有をしていただいたりという形で、今もやっている事業でございますので、そういった点で行っている事業ということで認識をしていただければと思います。



(4) 総合事業の事業者指定状況について (資料6)

[質疑応答]

委員：これまでの指定を受けた事業所の一覧のようなものは、高齢者支援課に行けば知ることができるのでしょうか。

事務局：最新のものをお渡しさせていただきます。

(5) いきいきこだいら高齢者見守りの輪条例について (資料7)

[質疑応答]

委員：見守りボランティアとの関係はどのような形で考えたらよろしいでしょうか。

会長：本条例のほうと従来の見守りボランティアの関連につきまして、どのような関係があるかということ。

事務局：こちらの条例につきましては、今後、小平で、こういった形で高齢者を見守ったほうがいいんじゃないかということ、議員の方が厚生委員会の中で議論をして、こういった形の考え方で進めていってほしいというものをここに作った形になりますので、介護予防見守りボランティアについては、見守りの一つの手法、ツールとして、今現在も行っている施策ということで、議員さんがこちらのほうを認識した上で、それをもう少し進めたほうが良いという考え方をこの条例の中に込めたという整理になってございます。

委員：それを受けて、その後の資料8に関連するんですけれども、この事業所が、どこかで勉強会をやったときに、大手のコンビニ、スーパーなどの店員さんには、特に認知症の方に対する対応の仕方、見分け方、つまり我々が路上でそういう方に遭遇したときに、「どこそこに行きたいんですよ」「じゃあ、一緒に行きましょうか」といってその店に行ったときに、そのレジに立っている店員さんがきちんとそういう教育を受けていて、それなりの対応ができるというふうな前に聞いたことがありました。そういう意味では、市が主体的に推進するというのを要請されているわけなので、ぜひ市内の事業所に、条例でちゃんとこれを勉強しなさいと、社員教育の中に入れなさいと入れてほしいなと思うくらいなんです。事業所向けの強い働きかけというのは、何か計画されているのでしょうか。

事務局：こちらの条例自体が、4月1日からの施行という形にもなりますので、こちらのほうを踏まえた上で今後進めていきたいと思っておりますので、事業者のほうに強く働きかけができるのかというのは、まだこの段階まではいっておりません。ただ今年度、地域包括ケア推進計画の策定になりますので、高齢者の見守りというのは、地域づくりにも深くかかわっているところがございますので、地域包括ケアのシステムをどうつくっていくか、全体的な部分を勘案しながら、こういった形で地域で高齢者の方を支えていく、見守っていく、そういうものをベースにした形で、施策のほうについては展開をしていきたいというふうな考えていると

ころでございます。

委員：確かに行政としてそういう仕組みづくりとか枠を考えられるのでしょうか、これを研鑽した市民からすると、自分ならどう動こうかな、自分の地域はどうしようかなという発想になってくると思うんです。そうすると、行政が考えたものよりも、現場に近いもの。同じ小平市内でも、各地域によってそれなりの取り組み方が違うのかなというふうに思うんです。その辺のところは市民に任せて市民のあなたはどうしますかというようなやり方でもいいんじゃないのかなと。そこから市民力が高まっていくのかなと思っています。

事務局：今年度から第2層の生活支援コーディネーターというのを配置をしたというのが、まさにその部分になってくる形になります。現在、生活支援コーディネーターを配置をして、まず地域の実情というのを今後把握をしながら、逆に言うと市民の方にも入っていただきながら、その中でその地域でどういったサービスが足りていないのか。サービスがないというのだったら、どうすればそのサービスができるようになるのかというのを、その生活支援コーディネーターがまさにコーディネーター役として調整をしながら、地域でそういったサービスを立ち上げていく、つくっていくというのが、その生活支援体制整備事業の目的になってございますので、今後そういった形の視点を取り入れながら、市民の方にも参加をしていただきながら地域づくりというのを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

委員：この見守りの輪条例、とても大事なことと思います。先ほどから出ている見守りボランティア、その講座を受けたときに、どうしても自分は地域の中で見守りボランティアの講座を受けたということで、結構、先ほど質問がありましたけども、張り切ってしまう。何かリーダーとして頑張らなければというふうに張り切ってしまう。でも、実際に目指しているところは、さりげない見守りであったり、ご本人の老化防止というようなところも実は含まれているんじゃないかなと思います。そういうときに、見守りをしようって、見守りってとっても難しいなとは思いますが、そのときに相手のプライバシーに踏み込んでしまったりとか、どこかでこういう条例がないと、今後のときにお互いを守れなくなるのかなという意味では、とても大事な条例になっていくのかなというふうに考えています。同じところにも同じようなメンバーが集まるということになったときに本当に市民が意識を、危機感とかいろんなものを共有して高められるというのは、防災にしても、高齢者にしても、いろんなことに対してどうすればいいのかなというのが、一番の当事者の問題なのかなというのをすごく感じていますので、こういうシステムができて、それをこういうのがあるんだよということを市民のところにおろしていくという、そういう行政からの働きかけというか、どうしたらいいのかなというのをすごく感じます。

委員：この見守りということに対しては、行政は行政側としていろいろやってくさっているし、大事なことでいいと思うので進めていただきたいんです。ですけど、一市民として見守りということを考えてときに、私も養成講座は3回か4回受けていますが、それをどう利用するのかと、一人でやるのか、あるいはほかにも呼びかけるのかとかということとは非常に難しいんですね。それで、とにかく大事なことは、今、自分が置かれている地域、あるいはその場所で、何が今自分にできるんだろう、そういう小さいことをまず見つけて、一人でできなければ誰かに手伝っていただく。こつこつと小さいことからやっぱり始めていかないと、どんなに条例ができた、行政が呼びかけると、そういうことを声高に叫んでも、なかなかやっぱり市民一人ひとりには落ちていかないんですね。ですから、一人ひとりが経験することによって、ああいう条例があった、あそこをお願いすればいいんだ、相談すればいいんだということを一人ひとりを感じ取らなければ、どうしようも動きが活発にはできないなというふうに思っていますので、まずは行政は行政としてやっていただきたいけれども、個人個人がもう少し意識を持たなくちゃいけないなと。そのためには、自分が周りの人にまず声かけをして、協力を求めて何とかしていくと。

会長：ありがとうございます。大変今回の計画づくりとか前段の議論が出ているところで非常に関連している小平の新しい動きかなとも思いますので、また、このあたりのことも踏まえて、今後の計画づくり等もやっていけたらなというふうに、皆さんの意見を聞きながら思いました。

委員：資料の1-4ですけど、構成（案）です。その第2章の第2項、日常生活圏域別の現状ということで、その現状分析についてですけど、これから地域づくりをやっていくというのは、あくまでその生活圏域単位というか、それがベースになると思うんです。それで、その分析というのを少し丁寧にやっていただきたいなというリクエストです。6期の分析と5期の分析を比較しますと、5期のほうがむしろ詳しいんです。圏域別のデータ分析が、あるいはデータが、今後地域づくりをする上でベースになりますので、この辺の分析をちょっと丁寧にやっていただきたいというリクエストです。

#### (6) 厚生委員会政策提言について（資料8）

〔質疑応答〕

委員：民生委員は、ひとり暮らし名簿というのを持っております。それと、65歳以上の全件名簿というのを小平市のほうからいただいております。それによって保護活動を行うわけなんですけど、ひとり暮らし名簿については、例えば前民生委員から受け継いだきたような、足で稼いだ名簿なんですけども、訪問しながら、ということなんです。ただ、今、課題として挙がっているのが、65歳は訪問する

と時々失礼かなというので、今、65歳はやめろというので、もう少し年齢層を、もし個々にこれから訪問しなければいけないという中では、おひとり暮らしの場合にはもちろん訪問なんですけども、ちょっと年齢を上げようという話が今されています。結局、民生委員のほうがそれより年ってなったりすると、なんだろうと思われちゃうので、確かに60歳でも何かしら問題を抱えている方とか、ご病気だったりという方がいらっしゃいます。だけど、一律にと考えたときには、皆さん、本当にお元気な方にご訪問していくときにはちょっとちゅうちょされるので、今年度は、とりあえず75歳のラインを切りながら、それぞれの民生委員が自分の地域の中でゆっくりと、一度に全部をとというのはなかなか大変なので、新人も多いために、できるだけ少しずつでもいいから訪問しようということで、今、その方向で進んでおります。

会 長：情報提供ということで、見守りのところがきょうもかなり議論になっていたと思いますので、その情報だったと思います。

委 員：今回のこの条例、厚生委員会からののは何十年ぶりぐらいなんですか。議会から提案されたこの条例というのは。

事 務 局：初めてです。政策提言というものが、今までも各常任委員会というのがございまして、その常任委員会の中で政策課題の調査というのは行ってきておまして、その中で課題の把握をして、市のほうにこういったものはやったほうがいいんじゃないかという形の政策提言というものは、今までも数多くいただいているものですが、その成果の一つとして条例が必要だよなというところで、この条例につきましては本当に議員さんのほうでつくって、もちろん市のほうとの調整もございしますが、基本的には議員さん主導でこういったものをつくろうという形で作成したものを、議会のほうに上程をしてという形のもののは初めてでございます。

委 員：議会基本条例ができて、最初の成果ですかね。

市民が草案づくりした小平市自治基本条例ができて、これが大きな基盤になっているわけですけども、うれしいですね。

## 5 閉会